

第3次美唄市生涯学習推進計画 前期基本計画

【令和3年度～令和7年度】



(美唄市郷土史料館)

「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、
すべての世代が活躍できるまちづくり」

令和3年3月

美唄市教育委員会

目 次

第1章 第3次生涯学習推進計画（前期基本計画）策定の趣旨

1	生涯学習とは	1
2	生涯学習の意義	2
3	計画策定の趣旨	2
4	生涯学習をめぐる動向	2
5	計画の考え方	3
6	計画の期間	3

第2章 第2次生涯学習推進計画（後期基本計画）の実施状況

1	概要と実施状況	4
2	基本施策の推進方策の実施状況	
	（1）すこやかに（子育て、食育、健康づくり、防災・防犯、消費生活）	5
	（2）快適に（自然環境保護、緑化、廃棄物処理）	7
	（3）にぎやかに（観光、産業振興、新産業、ICT）	8
	（4）いきいきと（文化、芸術、郷土史、文化財、スポーツ）	9
	（5）つながって（ネットワークづくり）	10
	（6）くつろいで（施設の整備・整理・充実）	10

第3章 第3次生涯学習推進計画（前期基本計画）で目指す姿

1	目指すべき生涯学習社会	11
2	3つの柱	11
3	基本施策	11
4	施策の体系	13
5	施策の展開	
	（1）ライフステージに応じた生涯学習の推進	14
	（2）郷土に学ぶ	16
	（3）芸術文化、読書活動の推進	18
	（4）スポーツ活動、健康づくりの推進	20
	（5）企業内教育、ボランティア活動等の推進	22
	（6）生涯学習環境の整備	24

<参考>

生涯学習施設の現況	26
主な生涯学習施設の利用状況	27
国及び北海道、美唄市指定の有形・無形文化財	28

<資料>

第2次美唄市生涯学習推進計画（後期基本計画）事業リスト	30
第3次美唄市生涯学習推進計画（前期基本計画）の策定に係る諮問・答申	33
社会教育委員名簿	35

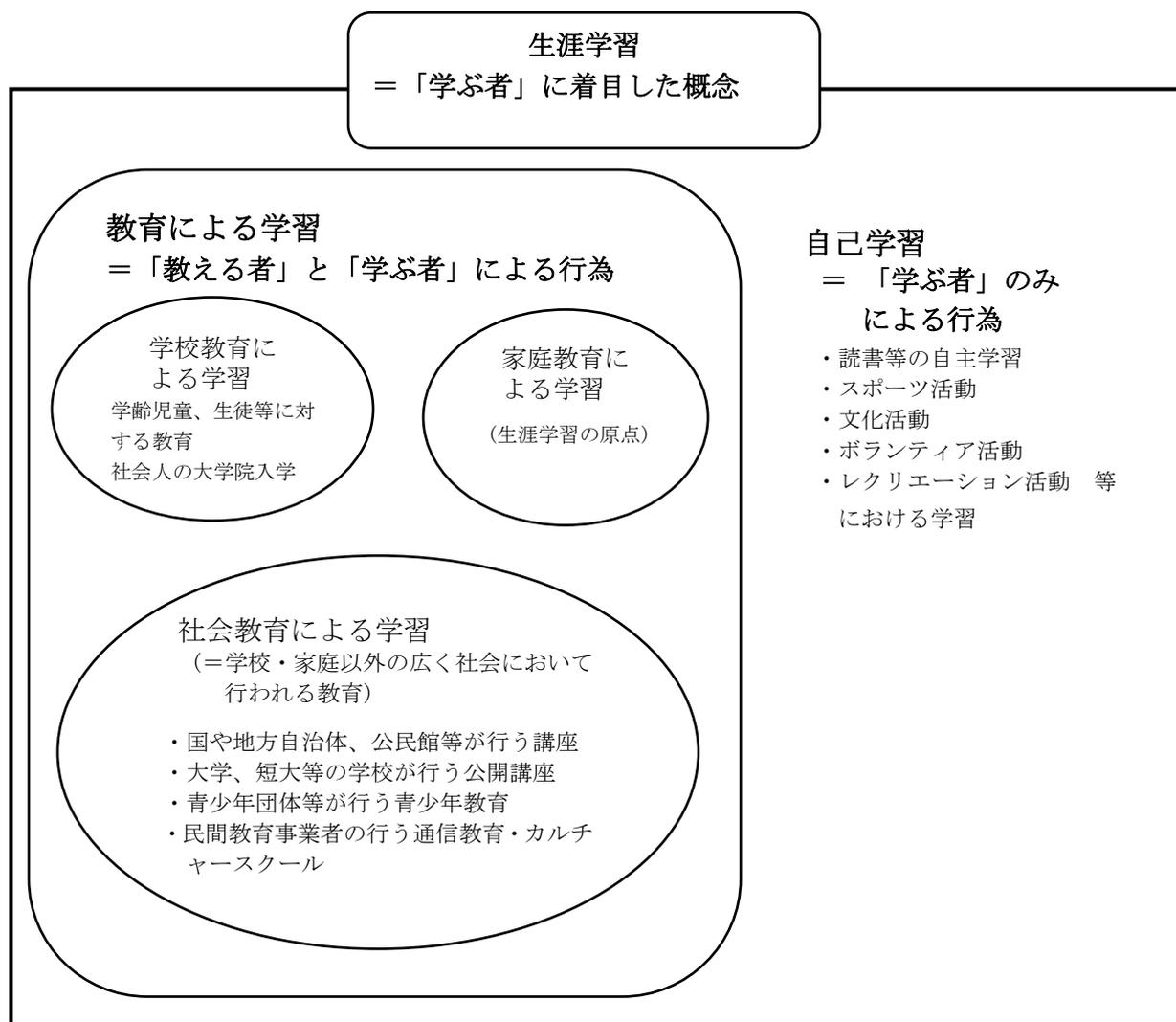
第1章 第3次生涯学習推進計画（前期基本計画）策定の趣旨

1 生涯学習とは

生涯学習とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

また、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして「生涯学習社会」という言葉も用いられます。

教育基本法(平成18年法律第120号)※1第3条に、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。



※1 昭和22(1947)年に制定され、平成18(2006)年に全部改正された。生涯学習の理念のほか、家庭教育(第10条)の支援、幼児期の教育(第11条)の振興、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(第13条)、教育振興基本計画(第17条)策定などが新設された。

2 生涯学習の意義

生涯学習が必要な理由の主なものとして、現代社会は変化のスピードが速く、絶えず新たな知識、技術、価値観が出現します。既存の知識や技術はすぐ時代遅れになる場合があります。また、学歴偏重の考え方を改め、生涯にわたって「何をどれだけ学んだか」を適切に評価される社会を作っていく必要があります。

また、学歴偏重の考え方を改め、生涯にわたって「何をどれだけ学んだか」を適切に評価される社会を作っていく必要があります。

内閣府の「高齢者の健康に関する調査」(平成 29 年度)に、社会的な活動への参加の有無を主観的な健康状態別にみる調査項目があります。

健康状態が良いと回答している人の方が、あまり良くないと回答している人より、外出頻度、会話頻度、社会的な活動の参加のいずれにおいても活発である結果がみられました。「健康状態が実際に良いから日常生活において活発である」のか「日常生活において活発であるから健康状態の自認が良い」のか判断することはできません。しかし、少なくとも主観的健康状態が「良くない」人は、外出頻度、会話頻度、社会的な活動の参加のいずれにおいても低めの結果が出ています。

生涯学習は他から強制されるものではなく、学ぶ人が自発的に始めることです。

生涯学習の必要性を感じないという方も多いと思いますが、生涯学習は人生を楽しく豊かにし、健康状態にも良い影響を及ぼす有効な活動です。このことから、生涯学習を推進することは意義あることと言えます。

3 計画策定の趣旨

本市では、平成 23(2011)年度から令和 2(2020)年度までを計画期間とした「びばい未来交響プラン(第 6 期美唄市総合計画)」に関連する個別計画として、「第 2 次美唄市生涯学習推進計画・後期基本計画」を、平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度までの 5 年間で計画期間として策定しました。

この計画は、目指すべき生涯学習社会として「出会い、交流、創造、未来～人と人、人と地域、人と社会をつなげる生涯学習」をビジョンに、3つの柱(人を育てる、文化を創る、時代を開く)をもとに、ライフステージ(乳幼児期、青少年期、成人期、壮年期、高齢期)に応じた 6つの基本施策から生涯学習施策の推進に取り組みました。

この計画が令和 2(2020)年度をもって終了することから、第 7 期美唄市総合計画との整合性を図り、「第 2 次美唄市生涯学習推進計画・後期基本計画」を検証し、時代の潮流、関連する関係法令や社会情勢、美唄市の特性などを踏まえ、市民が生涯学習を通じ、将来にわたって希望を抱くことができるよう、「第 3 次美唄市生涯学習推進計画・前期基本計画」を策定するものです。

4 生涯学習をめぐる動向

平成 18(2006)年に新しい時代の教育理念を明示する改正教育基本法が成立し、新たに生涯学習の理念(第 3 条)が規定されました。

国では、同法の目的や目標を踏まえ、教育振興基本計画が第 1 期(平成 20 年 7 月 1 日閣議決定)、第 2 期(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)と定められ、平成 30(2018)年 6 月に「第 3 期教育振興基本計画」が閣議決定されました。この計画は、第 2 期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の 3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030 年以降の社会の

変化を見据えた教育政策の在り方を示すものとなっています。

また、地域における文化財の総合的な保有・活用の促進などを目的として、平成 30(2018)年 6 月に文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の一部が改正されました。

スポーツにおいては、平成 23(2011)年 8 月に施行されたスポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)※2の規定に基づき、「第 2 期スポーツ基本計画」が平成 29(2017)年 3 月に、平成 29 年度～令和 3(2021)年度までの 5 年計画として策定され、スポーツ参画人口を拡大し、一億総スポーツ社会の実現に取り組むこととしています。

北海道では、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、平成 30(2018)年 3 月に「北海道教育推進計画」が策定されました。この計画は、平成 20(2008)年 3 月に策定された第 4 次北海道教育長期総合計画である「北海道教育推進計画」の理念を継承しつつ、本道における教育課題の解決と地域創生の実現に向けて、平成 30(2018)年度以降の北海道が目指す教育の全体像を示すものとなっています。その施策項目のうち、生涯学習の振興について、平成 27(2015)年 2 月に策定した「第 3 次北海道生涯学習推進基本構想」をもとに、道民一人ひとりの生涯にわたる学習活動を促進し、地域の実態に即した学習環境づくりに取り組むとされています。

スポーツにおいては、平成 30(2018)年 3 月に国が策定した「第 2 期スポーツ基本計画」を勘案し、道内の経済、社会情勢の変化などを踏まえて、平成 30 年度～令和 4(2022)年度までの 5 年計画とした「第 2 期北海道スポーツ推進計画」が策定されました。

令和 2(2020)年 8 月には、本道における文化財の保存・活用等の取組を進めていく上での基盤となる「北海道文化財保存活用大綱」が策定されました。

※2 昭和 36(1961)年に制定されたスポーツ振興法(昭和 36 年法律第 141 号)が、平成 23(2011)年に全部改正された。スポーツに関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定め、総合的、計画的に推進することを目的としています。

5 計画の考え方

この計画は、学習の場や機会、情報提供の一層の充実を図り、行政各部署が進める生涯学習事業を推進するうえでの指針となるものです。

6 計画の期間

計画の期間は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 年間とします。

年度	令和 3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030
	第 7 期美唄市総合計画 基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				
	第 3 次美唄市生涯学習推進計画 前期基本計画					第 3 次美唄市生涯学習推進計画 後期基本計画				

第2章 第2次生涯学習推進計画（後期基本計画）の実施状況

1 概要と実施状況

<計画の期間>

平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5年間

<目指すべき生涯学習社会>

出会い、交流、創造、未来

人と人、人と地域、人と社会をつなげる生涯学習

<3つの柱>

- (1) 人を育てる ～ 出会いと交流
- (2) 文化を創る ～ 地域文化の継承と蓄積
- (3) 時代を開く ～ 高度情報化・グローバル化への対応

<基本施策>

- (1) すこやかに (子育て、食育、健康づくり、防災・防犯、消費生活)
- (2) 快適に (自然環境保護、緑化、廃棄物処理)
- (3) にぎやかに (観光、産業振興、新産業、ICT)
- (4) いきいきと (文化、芸術、郷土史、文化財、スポーツ)
- (5) つながって (ネットワークづくり)
- (6) くつろいで (施設の整備・整理・充実)

<全般的状況>

計画期間である平成28(2016)年度から令和2(2020)年度に至るまでの間、日本全体の人口は、平成21(2009)年をピークに減少が続いており、美唄市においても人口の減少に歯止めがかからない状況になっています。

日本経済は、平成30(2018)年において緩やかな回復が続き、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加しました。

雇用状況は平成30(2018)年平均の完全失業率は2.4%で26年ぶりの低さ、有効求人倍率(季節調整値)は1.61倍で45年ぶりの高水準となりました。

一方、夏に相次いだ自然災害により、経済は一時的に押し下げられましたが、内需の底堅さに支えられ、景気は緩やかな回復が続きました。

令和元(2019)年において、相次ぐ台風などの自然災害や10月に実施された消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動減により、成長率は前年同期比で0.7%マイナスに転じました。

北海道経済においては、平成30(2018)年9月の北海道胆振東部地震の発生により、国内外の観光客の減少等により厳しい状況になりましたが、「北海道ふっこう割」※3による観光需要の回復などで緩やかに持ち直しました。

令和元(2019)年の消費税率の引き上げの前後で駆け込み需要と反動減などの動きもありましたが、良好な雇用と安定した所得環境に加え、公共工事と観光需要等に支えられ、年間を通じて緩やかな持ち直し基調が続いていました。

しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が令和元(2019)年12月以降にアジ

アで発生後、短期間で全世界規模に広まり、日本経済はリーマンショック※4を超える景気後退が予測され、このまま感染終息が見通せない状況が長期化すると、地域経済は疲弊し、さらに深刻な状況に陥ると考えられます。

スポーツにおいても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、世界最大のスポーツ総合大会である東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期となり、インターハイ(全国高等学校総合体育大会)においては、史上初めての開催中止を余儀なくされました。

生涯学習状況においても、外出自粛などにより学習活動が大きく制限を受けております。このような中、企業などのテレワーク※5や学校などのオンライン学習※6などの普及により、超スマート社会(Society5.0)※7の実現に向けて、IoT※8やビッグデータ※9、人工知能(AI)※10等をはじめとする技術革新が一層進み、社会全体が大きく転換していきます。

-
- ※3 平成30(2018)年9月の北海道胆振東部地震により被害を受けた北海道内において、観光庁、北海道、北海道観光振興機構が一体となり、北海道内の旅行需要を喚起。
 - ※4 平成20(2008)年9月にアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズが経営破綻したことをきっかけに、世界的に起こった金融危機。
 - ※5 ICT(情報通信技術)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
 - ※6 インターネットを使った教育活動の総称。
 - ※7 狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0) 工業社会(Society3.0) 情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもの。サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステム。
 - ※8 Internet of Things の略。様々なモノがインターネットに接続すること。
 - ※9 インターネットなどのネットワークを通じて収集される膨大なデータ。ICT(情報通信技術)の発展に伴って、様々な種類及び形式で生成されるデータの収集が可能となる。
 - ※10 Artificial Intelligence の略。人工知能のことで、ビッグデータなどを解析。

2 基本施策の推進方策の実施状況

(1) すこやかに(子育て、食育、健康づくり、防災・防犯、消費生活)

○推進方策の実施状況

【乳幼児期】

ブックスタート事業は、7か月児親子、3歳児親子について、保健センターで行われる乳幼児健診及び3歳児検診時に受診に来られた親子に絵本を渡しています。平成28(2016)～令和元(2019)年度までの平均配布率は92.5%で目標値に達しました。

子育て地域ささえあい事業では、子どもや子育て、世代間交流に関するイベントの開催又は協力・支援、子育て支援団体の育成、活動サポートなどを行い、地域住民みんなで子育てを支える支援体制の充実を図ることを目的としており、乳幼児期の情操の育成に努めました。

【青少年期】

青少年健全育成事業では、青少年の芸術文化活動への意欲向上や青少年の身体能力向上を目的とした各種事業を実施しました。

グリーン・ルネサンス推進事業は、本市の基幹産業である農業のもつ教育的効果に着目し、農業の実体験活動を重視した「食育教育」を行いました。

学校給食においては、安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供し、児童生徒の健康増進や正しい食習慣の習得など、教育活動の一環として重要な役割を担いました。

障がい児等の保育については、心身に障がいのある児童を保育し成長発達を促すとともに、地域における自立生活や社会参加の促進を目的に、障がい等を持つ児童の家族に対し、情報の提供や相談等による支援を行いました。

また、発達に関する心配の「気づき」の段階から、相談等の支援を行うことで、保護者が安心して子育てや生活ができるようサポートしました。

子どもの読書活動を進めるため、図書館や子育て支援センター「はみんぐ」で定期的に読み聞かせの会を実施しているほか、各学校等に配本事業を行い充実に努めました。

【成人期・壮年期】

すこやかな子どもの成長を育むこと、家族の健康づくりを推進するため妊娠期からの個別相談、乳幼児健診、家庭訪問、親子を対象とした教室を通して子どもの成長に応じた子育て、食生活など生活習慣改善を推進しました。

特定健診受診後の保健指導や事業所での健康教育、成人式での受動喫煙防止の周知啓発を行うなど青壮年期を対象とした健康づくりへの支援を実施しました。

地域福祉ネットワーク事業では、市民ささえあい推進委員会において地域共生社会の実現に向け、自助・互助・共助・公助の重層的な取り組み合わせの下で、地域福祉の推進を図るための地域福祉計画を策定し、計画に基づく施策の取組の実践に努めています。

また、市民やボランティア団体等が主体的に取り組む地域コミュニティ活動に対して助成し、地域交流や世代間交流など、地域福祉活動にも努めています。

障がい者の在宅支援については、障がい者の社会参加の促進のため、生活サポートや日中一時活動の支援を行っているほか、手話や要約筆記の奉仕員養成講座や障がい者が文化芸術にふれる機会の講座を実施するなどして、障がい者への生涯学習活動の推進を図りました。

地域防災については、市ホームページや防災ガイドブックなどを活用し、情報提供に努めており、町内会などの団体を対象とした出前講座の開催により、防災に関する学習機会を設けるよう努めました。

農業振興事業については、創意工夫による農業・農村づくりの取組を表彰することで意欲的な農業者の育成を図っており、子どもが農業体験などを通じて、食の大切さを学ぶ機会に繋がりました。

農業経営改善推進事業では、農業経営の安定化を支援しており、農産物の品質向上や生産収量の確保などにより、地産地消の推進や安全・安心な食材の使用に取り組みました。

消費者保護対策として、消費生活情報の提供、物価情報の収集及び提供、消費者相談の充実により、市民の消費生活の安定・向上が図られ、また、消費者被害を最小限にとどめるよう努めました。

【高齢期】

高齢者の生活習慣病の重症化予防と心身の健康を保つために、健康相談や家庭訪問の実施、また町内会や老人クラブなどで健康教育を実施しており、健康づくり組織、市民組織と協働で高齢者の集いを実施し、地域で安心して生活できる環境づくりにも取り組みました。

認知症への対応としましては、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を実施するとともに、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の方を支援しました。

特に認知症サポーター養成講座では、認知症に対する正しい知識の普及啓発やその対応を学ぶ機会となっておりますが、後期高齢者の割合が多く、高齢者が要介護状態等になる危険性が高い状況にあるので、増加する認知症高齢者への対応を進めるとともに、支援や介護を必要とする状態になっても住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう取り組みました。

・現状（指標による検証）

NO.	指標名	現状値 (H26)	目標値 (R2)	達成状況 (H30)	達成状況 (R1)	説明
1	ブックスタート事業配布率	86.5%	90.0%	92.1%	93.8%	早期に目標値に達しました。
2	1回30分以上、週2回以上の運動習慣を身に付けている市民の割合	—	40.0%	38.7%	41.5%	わずかに目標値に達しました。

(2) 快適に（自然環境保護、緑化、廃棄物処理）

○推進方策の実施状況

【乳幼児期・青少年期】

ラムサール条約登録湿地である宮島沼は環境省の施設ですが、市が施設の管理運営を行い、市民に自然について学習する場を提供（特に子供たちの環境学習の場として活用）することにより、自然を愛する気持ちが身につけられるよう努めました。

また、乳幼児期から青少年期においての身近な遊びの場である公園の遊具については、公園施設長寿命化計画に基づき更新を進めました。

【成人期・壮年期】

市内の環境衛生の向上のため、環境美化等の推進に努めるとともに、環境学習講座を開催し、環境問題の関心を高めました。

ごみの分別収集により、廃棄物の減量化及び再資源化を推進し、また、資源の循環的な利用並びにエネルギーの消費の抑制及び有効利用を推進することにより、循環を基調とする社会の実現に努めました。

【高齢期】

地域住民や歩行者に快適な環境を提供するため、市内中心部の植樹帯等に花の植栽を実施しており、令和元(2019)年度は約7,100株を植栽しました。

また、花の植栽に係る花壇の草取りや緑地の雑草の草刈など、町内会においても行いました。

・現状（指標による検証）

NO.	指標名	現状値 (H26)	目標値 (R2)	達成状況 (H30)	達成状況 (R1)	説明
3	宮島沼に関する環境学習会等への年間参加者数	917 人	1,000 人	515 人	580 人	ひとつのイベントの数値を除いたため、減少しました。

(3) にぎやかに（観光、産業振興、新産業、ICT）

○推進方策の実施状況

【乳幼児期・青少年期】

サイクルツーリズムなどの様々な地域資源を活用した観光の推進やインバウンド観光などに対して、市民参加の機会を創出することで、幼児期・青少年期における学習機会の充実に努めました。

国際社会への対応としましては、本市でホームステイを望む外国人と受入家庭とのマッチングを行い、市民が多文化にふれる機会の創出に取り組みました。

【成人期・壮年期】

中小企業等の経営基盤の整備を図るため、美唄市中小企業相談所を設置しており、企業の経営安定により、成人期・壮年期における生活基盤の強化を図りました。

また、中小企業等が行う人材育成事業に対して助成し、知識・技能の高度化や情報化への対応能力を養いました。

【高齢期】

情報化社会に対応するため、インターネットを活用し、市政の情報を発信することにより、市民サービスの向上を図るとともに、市外の方にも本市の魅力を広く発信できるよう、ウェブアクセシビリティ※11の維持・向上に努めました。

※11 高齢者や障がい者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

・現状（指標による検証）

NO.	指標名	現状値 (H26)	目標値 (R2)	達成状況 (H30)	達成状況 (R1)	説明
4	美唄市公式ホームページ年間アクセス件数	107 万件	180 万件	109 万件	103 万件	SNSの公開により、閲覧が分散しています。
5	アルテピアッツァ美唄年間入館者数	27,545 人	50,000 人	26,090 人	30,193 人	現状値並みで推移しています

(4) いきいきと（文化、芸術、郷土史、文化財、スポーツ）

○推進方策の実施状況

【乳幼児期・青少年期】

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄では、イベントとして不定期に安田侃氏が講師として石を彫る授業を開催しているほか、市内小中学校の絵画展、コンサート等を開催し、本市の美術、音楽鑑賞の機会の向上に寄与しています。

青少年がスポーツを通じて心身の健全な育成を図るため、美唄市スポーツ少年団本部に補助金を交付しており、スポーツ少年団活動が活発になることにより、子どもたちの運動能力向上が期待できるほか、指導者の育成効果を図りました。

郷土史料館は、快適に利用できるよう施設整備に努めました。

【成人期・壮年期】

文化財の保護・活用により、次世代へ歴史を伝えることを目的に、道指定文化財である屯田兵屋や市指定の有形・無形文化財である旧桜井家住宅、峰延獅子舞などの維持・修繕、支援に努めました。

市立図書館では効果的に移動図書館車を巡回し、市民サービスの向上に努めたほか、蔵書の充実や市民ニーズの把握に努めるなど、読書環境の向上を図りました。

郷土史料館では、市の歴史や文化、自然を学び、郷土に対する理解と関心を深め、ふるさと意識の高揚を図ることなどを目的に、市民から親しまれる史料館として、資料の展示や環境の整備、興味と関心の持たれる各種事業の推進を図りました。

「美唄学」につきましては、市民講座等を通じて実施したものの、認知が不十分でした。

市民スポーツ祭や学校施設開放事業、アルペンスキー大会など、市民生活の維持・向上に寄与することを目的として様々なスポーツにふれる機会を創設し、市広報紙や市ホームページなど、情報の充実にも努めました。

【高齢期】

趣味趣向の多様化や人口減少等により、芸術文化活動は減少傾向にあります。

ピパオイヘルシーロードレース兼美唄市ハーフマラソン大会の開催など、高齢者もスポーツに親しむきっかけづくりに努めました。

・現状（指標による検証）

NO.	指標名	現状値 (H26)	目標値 (R2)	達成状況 (H30)	達成状況 (R1)	説明
6	市内で芸術文化鑑賞をした市民の割合	27.6%	40.0%	26.2 %	18.4 %	H27～30 は平均 25% 程度でしたが、直近で大きく減少しました。
7	生涯学習関連講座受講者数	延べ 645 人	延べ 800 人	延べ 309 人	延べ 231 人	市民の趣向や、受講しやすい環境づくりなど、検討してまいります。
8	文化関係施設利用者数	延べ 55,878 人	延べ 56,000 人	延べ 44,176 人	延べ 38,991 人	一部施設が利用できない時期があり、減少しています。
9	体育関係施設利用者数	延べ 85,417 人	延べ 86,000 人	延べ 75,729 人	延べ 72,560 人	一部施設が利用できない時期があり、減少しています

(5) つながって (ネットワークづくり)

○推進方策の実施状況

【成人期・壮年期・高齢期】

生涯学習コーディネーター・チームについては、市民カレッジや美唄サテライトキャンパス事業などにより、市民の学習機会の場を作り、自主グループ1団体が結成されましたが、市民の主体的な活動の拡大にまではつながらず、ネットワーク化には至りませんでした。

また、本市において、男女がともに人権を尊重され、社会のあらゆる分野において対等なパートナーとして参画できる社会づくりを目指して、「美唄市男女共同参画計画」に基づき、市民意識の啓発のため講演会や広報活動、DV相談などに取り組みました。

・現状 (指標による検証)

NO.	指標名	現状値 (H26)	目標値 (R2)	達成状況 (H30)	達成状況 (R1)	説明
10	生涯学習情報掲示板設置数	—	2	0	0	文化団体との連携不足等により、十分な体制を整えることが難しい状況でした。

(6) くつろいで (施設の整備・整理・充実)

○推進方策の実施状況

【成人期・壮年期・高齢期】

公民館・市民会館について、大ホールの屋根、壁、トイレ等の修繕、凍結防止設備の設置や音響機器、調光装置の部品交換等による修繕及び機器を更新しました。

図書館では、図書館利用者が快適に施設を利用できるよう、一般閲覧室に雪冷房を導入し、郷土史料館は、通年開館に向けた、冷暖房設備の整備を行っています。

体育施設においては、野球場改修、サン・スポーツランド美唄の屋外トイレ簡易水洗化、総合体育館ではトイレ(多目的含む)の改修や照明設備のLED化、トレーニング機器を更新するなど、市民が快適に利用できるよう施設の整備等を図りました。

生涯学習センター構想につきましては、具体的な構想の策定には至りませんでした。

・現状 (指標による検証)

NO.	指標名	現状値 (H26)	目標値 (R2)	達成状況 (H30)	達成状況 (R1)	説明
11	市民1人当たり貸出冊数	3.4冊	3.8冊	3.1冊	3.3冊	H28は現状値と同値でしたが、以降はやや下回っています。
12	生涯学習・スポーツに取り組んでいる市民の割合	42.9%	50.0%	35.3%	40.3%	H27は46.0%と目標値に近づきましたが、以降40%程度で推移しています。

第3章 第3次生涯学習推進計画（前期基本計画）で目指す姿

1 目指すべき生涯学習社会

地域に根ざし、暮らしに学ぶ、すべての世代が活躍できるまちづくり

生涯学習は、わたしたちが生涯にわたって行う学習活動です。

人は生まれるとすぐに家庭を中心として学習を始め、やがて学校に通い学習をすすめるとともに、社会に出ると仕事にかかわる学習や、豊かで充実した人生を送るための学習を続けることとなります。

また、生涯学習は他から強制されるものではなく、学ぶ人が自発的に始めることで、いつでも、どこでも、だれでも、何でも自由に学べます。

「地域に根ざした学び」とは、自分たちの生活や仕事、暮らしから学ぶということです。美唄にしっかりと基盤をもち、豊かな自然環境や歴史、伝統、文化、産業等に親しみ、理解を深めることにより、郷土への誇りと愛着を抱きます。

地域社会の一員としてまちづくりに関わることで、人や社会とのつながりが広がっていき、健康で充実した生活を送ることにつながることを目指していきます。

そして、その学んだ成果をまちづくりなどに生かす活動を推進することで、すべての世代の方が活躍できる環境を整えていきます。

2 3つの柱

- (1) 学びの充実 ～ 学ぶ環境を提供し、学ぶ人が自発的に学習を行う
- (2) 地域活動の充実 ～ 人と地域社会との繋がりを大事にする機会の提供
- (3) 地域への還元 ～ 学んだ成果をまちづくりに生かす

3 基本施策

- (1) ライフステージに応じた生涯学習の推進
- (2) 郷土に学ぶ
- (3) 芸術文化、読書活動の推進
- (4) スポーツ活動、健康づくりの推進
- (5) 企業内教育、ボランティア活動等の推進
- (6) 生涯学習環境の整備

○ SDGs (Sustainable Development Goals)

本計画は、第7期美唄市総合計画が示す政策の方向性に沿い、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に資するものです。

SDGsとは、貧困や健康・福祉、住み続けられるまちづくりなど、持続可能な世界を実現するために平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された、17のゴールと169のターゲットで構成された国際目標です。

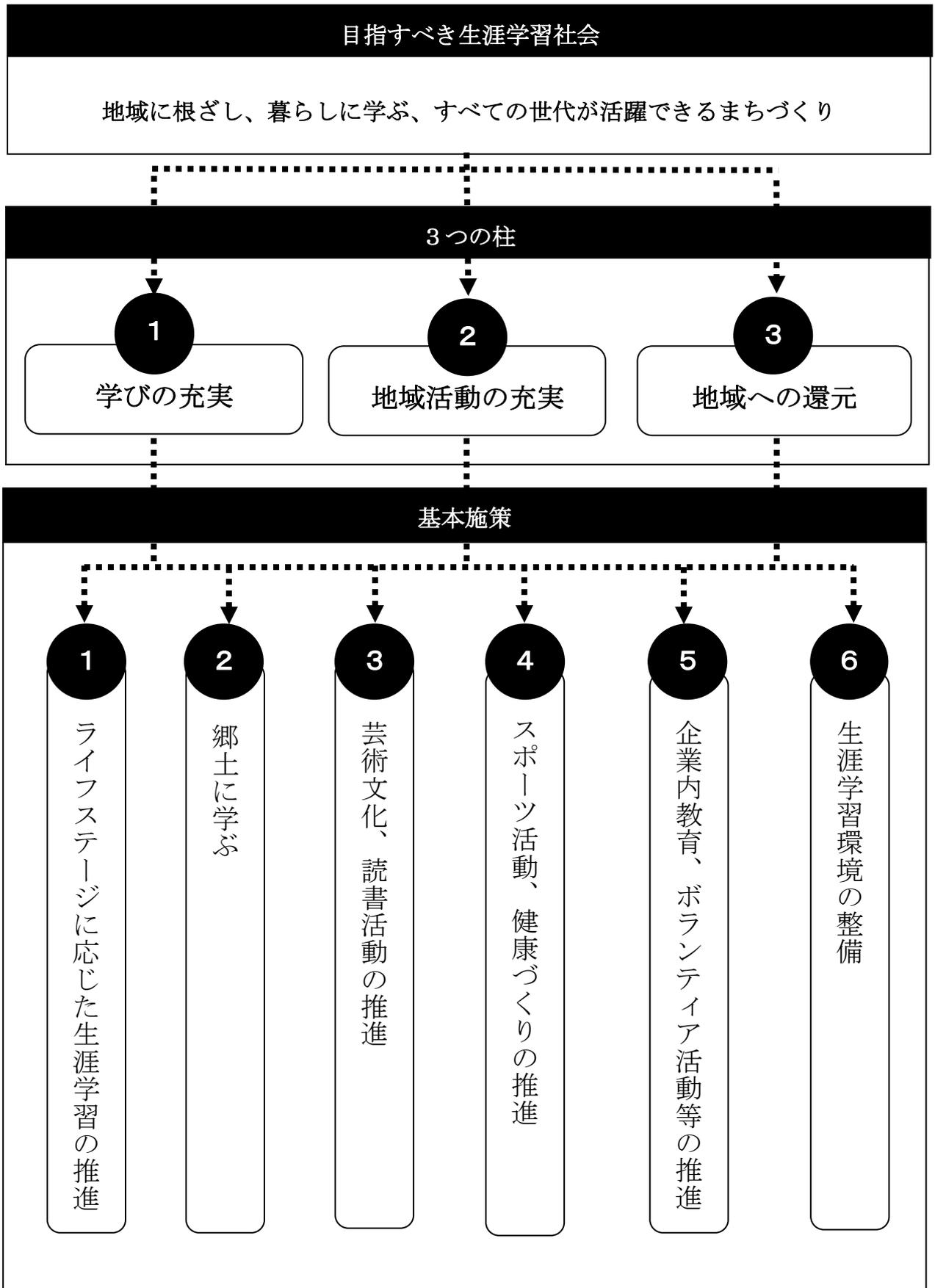
17のゴールは、それぞれが密接に関連しており、令和12(2030)年までに達成すべき目標です。

[17のゴール]



- 1 貧困をなくそう：あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。
- 2 飢餓をゼロに：飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。
- 3 すべての人に健康と福祉を：あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
- 4 質の高い教育をみんなに：すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
- 5 ジェンダー平等を実現しよう：ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。
- 6 安全な水とトイレを世界中に：すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。
- 7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに：すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
- 8 働きがいも経済成長も：すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう：強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。
- 10 人や国の不平等をなくそう：国内及び国家間の格差を是正する。
- 11 住み続けられるまちづくりを：都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
- 12 つくる責任 つかう責任：持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
- 13 気候変動に具体的な対策を：気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
- 14 海の豊かさを守ろう：海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
- 15 陸の豊かさを守ろう：飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。
- 16 平和と公正をすべての人に：持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構成する。
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう：持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

4 施策の体系



5 施策の展開

(1) ライフステージに応じた生涯学習の推進

市では、生涯学習に関連する様々な事業を実施していますが、グローバル化を背景とした経済及び社会状況の変化に伴い、新たな課題に対する学習の役割が重要となってきています。そのようなニーズに応えるために、市民が生涯にわたって学習できる環境を充実するとともに、その学習の成果を様々な生かし、まちづくりに発揮される生涯学習社会を実現していく必要があります。

そのため、生涯を通じて学習活動への支援を行うにあたっては、それぞれのライフステージに対応した生涯学習施策の展開を図ることが重要です。

推進方策	関連事業
<p>乳幼児期(0～5歳)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭教育、幼児教育の充実 <p>乳幼児期は、基本的な生活習慣をはじめとした人間形成の基礎を培うとても重要な時期です。</p> <p>乳幼児健診及び3歳児検診時に実施するブックスタート事業や、図書館で行う読み聞かせ会への参加促進などは、親子の絆を深め、こどもの情操教育に効果が期待できるので、学びの機会の拡充を図るとともに、様々な情報提供の充実に努めます。</p> <p>幼児にとってからだを動かして遊ぶことは、心身の発達にとっても大切です。多くの幼児に運動遊びの機会を提供し、健やかな成長を促していけるよう、市内の保育施設での運動遊びの普及促進に努めます。</p>	<p>家庭児童相談事業 子育ての広場運営事業 親子の健康づくり事業 図書館管理運営事業 こども療育広場事業 障がい児等保育事業 市立保育所管理運営事業 認定こども園管理運営事業</p>
<p>青少年期(6～18歳)</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全育成、学校教育の充実 <p>青少年期は学校教育による学びが重要であり、確かな学力の育成や、子どもの健やかな成長、豊かな心を育むことの充実に努めます。また、人格の形成の基礎となる道徳教育を充実し、いじめや不登校児童生徒対策に努めます。</p> <p>特別支援教育は、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する観点から、一人ひとりの実態に応じた指導内容や指導方法を工夫し、個別の教育支援計画を基に、長期的な視点に立った支援の充実に努めます。</p> <p>経済的な理由で就学が困難である児童・生徒の世帯に対し、必要な援助を行うことで経済的な負担が軽減され、もって平等な教育が受けられるよう、就学支援の充実に努めます。</p> <p>共働き等で日中保護者がいない家庭の児童が、放課後に安心・安全に過ごせるよう、充実した体制づくりに努めるほか、北海道青少年健全育成条例に基づき、児童・生徒が立ち入る店舗などを定期的に巡回するなど、有害環境浄化の効果的な推進を図ります。</p>	<p>青少年健全育成事業 放課後児童対策事業 美唄市子ども会育成連絡協議会支援事業 地域青少年指導対策補助事業 学校支援地域本部事業 学力向上プロジェクト推進事業 不登校児童生徒指導対策事業 特別支援教育振興事業 就学支援事業 言語治療教室事業 外国人講師小中学校派遣事業 幼小フック化物洗口推進事業</p>
<p>成人期(19～39歳)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会教育の充実 <p>大学や専門学校等在学中は、学校教育による学びが主になり、就職後は企業内教育が主となります。</p> <p>社会人となった後も、大学等でさらに学びを重ね、新たな知識や技能、教養を身に付けるため、社会人の学び直し(リカレント教育※12)の推進がより一層求められています。</p>	<p>男女共同参画社会形成促進事業 地域情報化運用事業 母子・父子家庭等支援事業 子育て地域ささえあい事業 障がい者在宅支援事業 家庭児童相談事業(再掲) 生涯学習事業</p>

<p>学生時代に行っていたサークルなどの活動や、新たに通信教育やカルチャースクールに通うなど、徐々に活動の幅を広げようとする時期であり、この年代にあった生涯学習講座の充実に努めます。</p> <p>また、結婚・出産・育児などにより、家庭生活への関心が高くなる時期でもあるので、日常生活や子育てなどに関連する学びの提供に努めます。</p> <p>男女の均等な就業機会と待遇の確保をはじめ、男女が共にそれぞれのライフステージに応じた多様な働き方を選択できる環境の整備やワーク・ライフ・バランスの普及・啓発など、就業環境の整備に努めます。</p>	
<p>壮年期(40～64歳)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域におけるつながりづくりの推進 <p>壮年期においても仕事・家庭中心は変わりませんが、会社や地域活動においても、責任あるポジションを任せられる時期です。</p> <p>仕事以外においても幅広い知識や地域活動などが求められるため、それぞれのライフスタイルに応じた多様な学びの機会の提供に努めます。</p> <p>仕事における男女の平等や、各種ハラスメントの根絶、女性の社会進出や管理職登用、女性が活躍する機会を促進するための学習機会を提供することに努めます。</p> <p>また、仕事を中心となり、運動不足が懸念される年代であるので、運動機会の提供に努めます。</p>	<p>中高年健康づくり事業 健康づくり組織活動推進事業 地域福祉ネットワーク事業 男女共同参画社会形成促進事業(再掲) スポーツ大会・教室開設事業</p>
<p>高齢期(65歳～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊富な知識や技能を地域社会に生かす場の充実 <p>「人づくり革命 基本構想」は、平成30(2018)年6月に内閣総理大臣などを構成員とする人生100年時代構想会議において策定されました。</p> <p>人生100年時代には、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会をつくる必要があります。</p> <p>人材への投資、人づくりこそが次なる時代を切り拓く原動力であると考えられています。</p> <p>定年退職となっても、その後も就業する人が増えており、高齢社会対策大綱においても、「65歳以上を一律に高齢者と見る一般的な傾向は、現状に照らせば現実的なものではなくなりつつある。」とされています。</p> <p>これまで職業人として仕事や社会活動で培ってきた知識や技術、経験を地域で生かし、さらに次世代へ継承する機会の充実に努めます。</p> <p>悪質商法や店頭・訪問販売、架空請求など、特に高齢者を狙った詐欺などが社会問題化しています。</p> <p>警察や消費者協会などと連携し、安全・安心な生活を送れるよう、各種情報提供や啓発活動などに努めます。</p>	<p>高齢者健康づくり事業 消費者保護対策事業 法律相談事務 生涯学習事業(再掲) シルバー人材センター補助事業 老人クラブ運営補助事業</p>

※12 本来の意味でのリカレント教育は、義務教育の終了後、教育と就労を繰り返す教育システムのことです。

しかし、日本では長期雇用の慣行から、本来の意味でのリカレント教育が行われることはまれで、働きながら学ぶ場合や学校以外での学びを広く含む言葉として使用されています。

関連するSDGs



指標と目標値

No.	指標名	現状値(R1)	目標値(R7)	説明
1	ブックスタート事業配布率	93.8%	95.0%	7か月及び3歳児の配布対象世帯に対して、乳幼児健診時等に読み聞かせを行い、絵本を配布した割合です。
2	子育ての広場利用率	50.1%	60.0%	子育ての負担感や孤立感の緩和が図られているかを見る指標です。

(2) 郷土に学ぶ

郷土史料の資料収集、保存、調査研究、展示、教育普及といった活動を一体的に行うため、専門的知識を有する職員の配置が必要です。

このことから、学芸員を配置するとともに、道・市指定文化財の適正な維持・保全と活用を進めます。

また、日本遺産については、炭鉄鉱推進協議会と連携を図りながら、情報発信などの取組を進めるとともに、保全と活用に努めます。

推進方策	関連事業
<ul style="list-style-type: none"> 郷土史に学ぶ 郷土史料館は、展示中心の施設から展示以外の地域人材の記憶や貴重な経験など「<u>地域学・美唄学</u>」※13の拠点施設として取り組んでまいります。 郷土史料館には、郷土の歴史、民俗、産業、自然科学等に関する豊富な資料を保管、展示しています。 美唄の歴史に興味を持って郷土の歴史を伝えることができるよう、学芸員を配置し、美唄の歴史的資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これらと関連する事業の充実に努めます。 自分の住む豊かな歴史、伝統、文化等に理解を深め、美唄への誇りと愛着を育み、まちの良いところの再発見につながる活動に努めます。 国及び北海道、美唄市指定の有形・無形文化財※14等は、先人たちの生きてきた証です。美唄の歴史と文化を知るかけがえのない宝として広く公開し、その価値を発信、有効活用するとともに、良好な状態で後世に引き継がれるよう、現状保存に努めます。 	郷土史料館管理運営事業 文化財保護事業 文化遺産保全事業

<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然に学ぶ 湿地は多様な生物を育み、特に水鳥の生息地として非常に重要です。 宮島沼水鳥・湿地センターを拠点として、イベント開催や環境学習などを通じて、<u>ワイズユース※15</u>を推進していきます。 体験活動は人づくりの原点とも考えられます。 野外活動機会の創出や健康・体力づくりを促進するため、野外教育活動を実施する団体等に、事業に係る経費の一部補助を継続します。 環境問題については、温室効果ガス削減に取り組み、循環型社会の形成や人と自然が共生できる環境づくりに努めるほか、エコセミナーを開催し、環境に関する情報の充実など、自然保護への意識の高揚を図ります。 	宮島沼水鳥・湿地センター管理運営事業 宮島沼自然環境保全基礎調査事業 美唄市青少年野外教育活動支援事業 環境衛生推進事業 公害防止対策事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 炭鉱の歴史に学ぶ かつての北海道の発展に大きく貢献した、13市町の石炭・鉄鋼・港湾及び鉄道関連施設等である「<u>炭鉄港</u>」※16は、令和元(2019)年5月に日本遺産に認定され、美唄からは4点※17選ばれています。 炭鉱で賑わったまちの歴史や文化を学ぶ体験・滞在型のコンテンツづくりなど、美唄に<u>所縁のある関係人口</u>※18・交流人口が、滞在時間を堪能するための貴重な地域資源のひとつとして、保全・活用に努め、美唄の魅力や優位性を国内外に発信していきます。 また、令和2(2020)年8月に北海道文化財保存活用大綱が策定され、道内の文化財の保存・活用の基本的な方向性が明確化されました。市の文化財に加え、それらに相当する地域資源の保存や活用などの方針を定め、北海道と連携し、将来にわたって適切な文化財の保存・活用を図ります。 	観光振興事業 地域資源を活用した観光地づくり推進事業 国内外観光客誘致対策事業 文化財保護事業(再掲) 文化遺産保全事業(再掲)

※13 美唄の文化、地理、歴史、産業等の複数の分野について系統立てて研究することにより、地域の魅力や可能性を発掘することを学問として位置づけ、生涯学習のテーマとして市民に提供することを目指す。

※14 P28、29を参照。

※15 wise use (「賢明な利用」の意) ラムサール条約で提唱された考え方。湿地の生態系を維持しつつ、人類の利益のために湿地を持続的に利用すること。

※16 「本邦国策を北海道に観よ!～北の産業革命「炭鉄港」～」をタイトルとし、空知の石炭、室蘭の鉄鋼、小樽の港湾及びそれらをつなぐ各地の鉄道関連施設等の産業遺産が文化庁に認定された。小樽市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、上砂川町、栗山町、月形町、沼田町、安平町の13市町に45の構成文化財がある。

※17 三菱美唄炭鉱堅坑櫓、人民裁判の絵、旧栄小学校(安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄)、美唄鉄道東明駅舎・4110形式十輪連結タンク機関車2号

※18 特定の地域に継続的に多様な形で関わる人々。

関連するSDGs



指標と目標値

No.	指標名	現状値(R1)	目標値(R7)	説明
3	郷土史料館年間利用者数	2,277人	10,000人	郷土史を学ぶ拠点として、年間利用者数を測る指標です(平成31(2019)年度まで6か月間休館)。
4	宮島沼に関する環境学習会等への年間参加者数	580人	現状値を維持します	自然環境の保全と活用の取組状況を環境学習等の行事への参加者数から見る指標です。

(3) 芸術文化、読書活動の推進

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄については、施設や設備の老朽化が懸念されています。

市民が主体となる文化活動については、参加者の高齢化などにより、活動の衰退が懸念されています。また、児童生徒の読書については不読率が増え、活字離れが進んでいます。

芸術文化活動は、創造性を育むとともに、人々の心のつながりを豊かにします。安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄については、維持保全に努めます。

市民が主体となった文化活動団体等の活動を支援し、発表機会や交流の場の充実を図るとともに、多くの市民が芸術文化に触れられる機会の創出に努めます。

また、読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで重要なため、どの年代になっても、読書に親しめる環境づくりに努めます。

推進方策	関連事業
<ul style="list-style-type: none"> 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の活動の推進 平成4(1992)年に芸術文化交流施設としてオープンし、その取り組みが評価され、平成27(2015)年3月に「文化庁長官表彰(文化芸術創造都市)」を受賞しました。 平成28(2016)年4月から、博物館法に基づく登録博物館(美術館)に登録して、施設の位置づけを明確にしました。 施設や周辺環境、ソフト事業を含めその芸術性を深めていけるよう、平成21(2009)年から施設の管理・運営を行っている指定管理者と連携を強化します。 また、美術館としての価値や魅力を効果的に市内外へ発信し、芸術文化交流を促進するとともに、こころを彫る授業等の指定管理者の自主事業や、学校の教育活動など、市民の芸術文化交流の推進に努めます。 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の空間を保全し、利用される方の「心のふるさと」であり続けられるよう適切な保全に取り組みます。 	安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄管理運営事業 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備事業
<ul style="list-style-type: none"> 文化活動団体等活動の推進 芸術文化は、人々に潤いのある心豊かな生活をもたらすだけでなく、青少年の豊かな創造性や情操を育むうえで、重要な役割を果たしています。 芸術文化の振興については、生活様式の多様化などで減少傾向にありますが、文化団体・各種サークルの活動の拠点である公民館・市民会館の指定管理者や文化活動団体等と連携を図り、市民文化祭を始めとする市民行事を開催します。 	公民館・市民会館管理運営事業

<p>文化活動団体等の情報を収集・提供することで横断的な交流を促すとともに、活動の発表機会の充実を図り、文化団体・各種サークルの支援や育成に努めます。</p> <p>生涯学習情報やサークル・団体情報の提供について、市民の希望や意向などのニーズを把握し、市ホームページやSNSなどで紹介し、希望者の趣向に沿った生涯学習関連情報の周知・提供に努めます。</p>	
<p>・ 読書活動の推進</p> <p>市図書館は、市民の生涯学習を支援する拠点のひとつであり、平成30(2018)年から、民間事業者の能力と活力を積極的に活用することで、市民サービスの一層の向上と図書館機能の拡充を図ることを目的に、事業等運営を指定管理者に委託しました。指定管理者の創意工夫による企画展示や宅配サービス、インターネット予約サービスなど、図書館機能の充実や読書活動を推進するため、指定管理者と連携強化を図ります。</p> <p>図書館は常に資料を収集、整理し、増大する資料を保存しなければなりません。利用者が求めている情報が掲載されている資料等を適切に提供できるよう、<u>レファレンスサービス※19</u>の充実に努めます。</p> <p>また、スマートフォン、タブレット端末などの普及とともに、電子書籍など電子媒体も普及しており、利用者のニーズをとらえた読書環境の整備、充実に努めます。</p>	<p>図書館管理運営事業(再掲)</p>

※19 利用者の質問に対して、職員が所蔵資料等を活用し、資料の検索や提供などのサービスを行うこと。

関連するSDGs



指標と目標値

No.	指標名	現状値(R1)	目標値(R7)	説明
5	安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄利用者数	30,193 人	50,000 人	代表的な芸術文化施設の利用者数により、芸術文化に関心があるか分析する指標です。
6	市内で芸術文化鑑賞をした市民の割合	18.4%	40.0%	身近に芸術文化に触れた市民の割合を「まちづくり市民アンケート調査」により測る指標です。
7	市民1人当たりの図書貸出数	3.3 冊	5.0 冊	市民が読書に関心をもっているか見る指標です。

(4) スポーツ活動、健康づくりの推進

少子・高齢化が進展し、子どもたちの運動習慣の定着と体力の向上、高齢者を含む家族ぐるみの運動など、市民全体の健康への関心と意識の高揚を図ることが必要です。

高齢化等により健康づくり組織の担い手不足が顕在化しており、健康の意識を市民が互いに高め合っていけるよう、地域全体で予防・健康づくりを進める環境づくりが必要です。

スポーツ基本法においては「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」とされています。

市民がその自発性の下に、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ機会の確保に努めます。

病気や障がいの有無にかかわらず、「自分は健康である」と感じることができるよう、健康づくりの推進に努めます。

推進方策	関連事業
<ul style="list-style-type: none"> スポーツ・レクリエーション活動の推進 <p>子どもから高齢者、性別、障がいの有無を問わず、市民が多様なスポーツやレクリエーションへの参加機会を得られるよう、スポーツ推進委員をはじめ、関係団体等と連携・協力しながら、スポーツ大会や教室の開催など、スポーツに親しむ機会の充実に努めます。</p> <p>スポーツ活動を推進するため、スポーツ少年団の育成に関する補助金を交付し、スポーツ技術向上に寄与するほか、指導者の人材育成やプロスポーツ等の高いステージを目指す個人・団体の支援を図ります。</p> <p>また、スポーツ振興を通じた健康都市づくりの推進のため、スポーツ合宿を誘致して、アスリートとの交流により、市民の健康づくりへの意識の高揚、競技者の技術力の向上、交流人口の増加など、スポーツを通じたまちづくりを目指した取組に努めます。</p> 	保健体育管理事務 スポーツ少年団育成補助事業 スポーツ大会・教室開設事業 体育施設管理運営事業 温水プール管理運営事業 体育センター管理運営事業 総合体育館管理運営事業 スポーツ合宿誘致等推進事業 障がい者スポーツ大会参加補助事業 健康づくり啓発事業
<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり活動の推進 <p>親子の健やかな成長が育まれることを目指し、妊娠・出産の場面や、乳幼児期から青少年期にかけて適切な支援や健康教育を行い、良好な母子関係を築きます。</p> <p>成・壮年期は仕事等で多忙であり、運動不足やストレスなどによる肥満やメタボリックシンドロームに注意が必要な年代です。</p> <p>生活習慣病は自覚症状が少なく自身の健康管理への意識を持ちにくいいため、生活習慣病予防の視点で健康情報を伝えられるよう、健康相談・健康教育を実施し、生活習慣予防に努めます。</p> <p>高齢者の健康づくりについては、健康相談や栄養改善指導などを実施するほか、貯筋体操をはじめとする介護予防を実施しています。「健康長寿」に向けた取組を進め、健康で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康に関する学習機会を推進します。</p> <p>また、認知症※20になる可能性は誰にでもあり得ることから、認知症の正しい理解のために、認知症サポーター養成講座等により普及啓発を図ります。</p> 	乳幼児健康増進事業(再掲) 親子の健康づくり事業(再掲) 中高年健康づくり事業(再掲) 高齢者健康づくり事業(再掲) 健康づくり組織活動推進事業(再掲) 介護予防把握事業 一般介護予防事業 認知症施策の推進事業

<ul style="list-style-type: none"> 食育に関する学習活動の推進 平成17(2005)年に「食育基本法」が制定され、この法律で、食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと定義されています。 美唄市が農村地域であるという地域特性などを生かし、児童・生徒が、農業体験や調理体験など様々な体験や食に関する学習機会を設けます。そこで、食に関心を持ち、自ら食を選択する力を身につけ、心身ともに健康な食生活を実践できる人となるよう、農業の実体験を重視した「食農教育」の充実に努めます。 厚生労働省の国民健康・栄養調査において、欠食の割合が、男女とも20歳代が最も高くなっており、特に男性は40歳代まで欠食の割合が高い状況が続いています。このことから、食をテーマとした生涯学習講座の開催について、積極的に取り組みます。 食育を推進するための「生きた教材」である給食を通じて、食の重要性や楽しさ、食に関する正しい知識の定着を図るほか、地産地消を推進し、安全で安心な給食の提供に努めます。 	<p>グリーン・ルネサンス推進事業 学校給食センター管理運営事業 生涯学習事業(再掲)</p>
--	---

※20 いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態(およそ6か月以上継続)をいいます。団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年には、高齢者の約5人に1人が認知症になると予測されています。

関連するSDGs



指標と目標値

No.	指標名	現状値(R1)	目標値(R7)	説明
8	1日30分以上、週2回以上の運動習慣を身に付けている市民の割合	40.3%	50.0%	健康保持やスポーツに関心があり、実施している市民の割合を「まちづくり市民アンケート調査」により測る指標です。
9	自分が健康だと思っている市民の割合	69.8%	75.0%	主観的健康状態が良いと感じている「まちづくり市民アンケート調査」により測る指標です。

(5) 企業内教育、ボランティア活動等の推進

職業上の能力の向上を図ることは、多くの企業が取り組んでいます。

企業内研修や日々の業務を経験することで、専門的な知識や技術を習得し、業務に生かし、職場の指導者になることが求められます。

幅広い学びの中から、地域との関りや人との触れ合いを広げ、学んで得た知識や技能を地域コミュニティ活動やボランティア活動などにも生かし、地域活動を支える人材の発掘、養成に努めます。

推進方策	関連事業
<ul style="list-style-type: none"> 企業内教育の充実と地元企業への支援 企業内教育では、日常の仕事や研修をとおして勤労者の職業上の能力を高めるとともに、社会人としての豊かな教養を身につけることを目指しています。 担い手農家の育成・確保については、農業後継者はもとより、高校生や大学生等の若者や女性など多様な人材が就農できるよう、定着に向けた取組に対して支援を行います。また、経営体質の強化や農業法人の育成等の取組も推進します。 他産業や異業種、他地域から、例えば、スポーツ分野や福祉分野との連携など、農外からの多様な人材の確保を図ります。 美唄地域人材開発センター運営協会への支援を通じ、就職希望者の技能や知識習得及び地元企業の人材育成を支援します。 高校生を対象とした合同企業説明会や社会体験学習会、技能習得等に対する支援を行うことで市内企業への人材確保につなげてまいります。 創業や起業を考えている方には、商工会議所や金融機関と連携し、「びばい創業塾」を開始し、創業支援に努めます。 	農業経営改善推進事業 中小企業指導対策事務 地域人材育成事業 地元就職等応援事業 商工振興対策事務 特産品情報発信推進事業 美唄市勤労者共済会補助事業 ごみの減量化・再資源化推進事業
<ul style="list-style-type: none"> 学校支援ボランティア活動の推進 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会制度)※21と「地域学校協働本部」※22の一体的な推進を図ります。 そのためには、学校支援地域本部コーディネーターを中心として、学校支援ボランティアや子ども会育成連絡協議会等と調整を行い、学校と地域の連携体制の構築を図ります。そして、教員の子どもの向き合う時間の確保や住民の知識・経験や学習成果の活用機会の拡充に努めます。 地域と一体となって子ども達を育むため、地域と学校の連携・協働を推進するとともに、地域住民の知識や経験等を子ども達の学びに生かすことにより、ふるさとに根付く子ども達を育て、美唄の振興につなげます。 平成27(2015)年に、青少年健全育成に携わっている関係団体・関係組織など多くの市民の賛同を得て、「美唄市教育の日」が制定されました。その趣旨を踏まえ、まち全体で子ども達を守り育ていく機運を一層高めます。 	学校支援地域本部事業(再掲) 美唄市子ども会育成連絡協議会支援事業(再掲) 地域青少年指導対策補助事業(再掲) 青少年健全育成事業(再掲)

<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティの充実 少子高齢による核家族化、高齢単身世帯の増加、人口減少による地縁組織の弱体化、役員等のなり手不足のほか、時代の変革から生活スタイルが変化しています。 地域のつながりが希薄化し、社会的孤立が懸念されています。地域交流や見守り体制の構築が必要とされ、地域課題への解消には、市と関係機関（社協・生活困窮者の事業者等）とも連携し、地域やコミュニティ※23活動への支援を行い、地域のつながりの再生が求められています。 近年、日本各地において異常気象などの影響により、大規模な災害が発生しています。 防災活動における、自助・共助による助け合いは、多くの人命が救われることにつながることから、自主防災組織の設立促進に努めます。 公園においては、やすらぎを感じる緑づくりを進めるため、地域住民が参加する公園の管理清掃活動や、地域での花や緑にあふれたうらおいのある景観づくりに努めます。 	地域福祉ネットワーク事業(再掲) 障がい者在宅支援事業(再掲) 地域防災事業 緑化管理推進事業 公園維持管理事業
--	--

- ※21 教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指定し、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べるができる制度。
- ※22 幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動。
- ※23 美唄市まちづくり基本条例第2条第1項第6号において、コミュニティとは、地域社会を多様に支え、こころ豊かな生活の実現を目指して、地域を基盤として、あるいは共通の目的を持って、自主的に結ばれた組織としています。

関連するSDGs



指標と目標値

No.	指標名	現状値(R1)	目標値(R7)	説明
10	生きがいをもって暮らしている市民の割合	70.0%	75.0%	趣味やスポーツ、ボランティア活動など、生きがいをもってしていると回答した市民の割合を「まちづくり市民アンケート調査」により測る指標です。
11	町内会・自治会、住んでいる地域の行事に参加しているか市民の割合	52.8%	現状値より高めます	行事等に参加していると回答した市民の割合を「まちづくり市民アンケート調査」により測る指標です。

(6) 生涯学習環境の整備

科学技術の高度化、情報化、少子高齢化と変化の激しい社会状況において、物質的な豊かさに加え精神的な豊かさと充実感が求められており、人々は生涯にわたって健康で生きがいのある人生を送ることを望んでいます。そのため、あらゆる機会にあらゆる場所で自ら学びその成果を適切に生かすことができる生涯学習施設の保全整備が求められています。

このため、生涯学習施設の安心・安全な利用環境を整えるため、公共施設等個別施設計画に基づいた、施設の適切な保全整備に努めます。

推進方策	関連事業
<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習機会の充実 市民一人ひとりが自発的な意思により行う生涯学習活動は、自己を高め、生活にうるおいをもたらします。 そのため、地域に根ざし、生涯にわたって学び続け、その成果をまちづくりに生かせるよう、社会状況に対応した多様な生涯学習機会の提供が必要です。 地域の人材の記憶や貴重な経験などの情報を活用し、「地域学・美唄学」を学ぶ、地域資源を活用した生涯学習機会として、市民カレッジなどの講座開催に努めます。 超スマート社会(Society5.0)や長寿社会(人生100年時代)を見据えて、ICT※24を活用した生涯学習機会の充実に努めます。 	生涯学習事業(再掲) 郷土史料館管理運営事業(再掲) 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄管理運営事業(再掲) 公民館・市民会館管理運営事業(再掲) 図書館管理運営事業(再掲) 体育施設管理運営事業(再掲) 温水プール管理運営事業(再掲) 体育センター管理運営事業(再掲) 総合体育館管理運営事業(再掲)
<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習関連施設の整備等の充実 全国の地方公共団体等が所有する公共施設等の多くは、高度経済成長期に集中して整備されています。 美唄市が保有する公共施設は、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建設された施設が過半を占めており、建設後30年以上経過すると、老朽化の進行による安全性の低下が懸念されます。 建て替えや大規模改修等は、組織をまたいだ計画が必要となりますが、市民が安心して利用できるよう安全対策に取り組み、計画的な改修や修繕に努めます。 	
<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校と一体となった生涯学習センター構想の策定・推進 人口減少や出生率の低下により児童・生徒数が減少していること、急速な技術革新やグローバル化の一層の進展等の社会構造の変化や子ども達の身体的な発達が進んできていることなどにより、教育内容や制度を見直すことも必要とされています。 このような中、小中一貫教育制度※25が制度化され、市町村判断で小中一貫校の設置が可能となりました。 小中一貫教育制度の類型として、「義務教育学校」※26と「小中一貫型小学校・中学校」※27があり、「義務教育学校」では、これまでの小学校6年と中学校3年の「6.3制」から、9年間を一つの括りとして「4.3.2制」、「5.4制」など多様な区切りを設けた教育計画が立てられます。 「小中一貫型小学校・中学校」では、「6.3制」はそのままに、小・中学校が連携しながら指導内容の入れ替えなどを行います。 どちらの類型も、施設の形態(施設一体型、施設隣接型、施設分離型)は問われていません。 	

生涯学習施設の老朽化による建替えとあわせて、美唄の実情に応じ、小・中学校と一体となった <u>生涯学習センター※28</u> 構想の策定に向け検討します。	
---	--

- ※24 ICTとはInformation and Communication Technology(情報通信技術)の略称。情報処理や通信に関する技術のことですが、これらを活用した機器やサービスなども含む幅広い概念。
- ※25 国において、小中一貫教育制度の導入・推進のため、学校教育法等の一部を改正し、関係政省令、告示とあわせて、平成28(2016)年4月1日に施行されました。
- ※26 新たな学校種(一つの学校)であり、一人の校長、一つの教職員組織。
- ※27 組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態であり、それぞれの学校に校長、教職員組織。
- ※28 自治体により、生涯学習センターに備える機能等は異なります。例えば、「生涯学習機能」として、各種講座、講習、研修室、音楽室などを設置する、また、「運動・健康増進機能」として、球技スポーツや武道専用スペース、アリーナ、軽運動場などを設置するなど。様々な学習活動ができる多様なスペースを備えているだけでなく、生涯学習にかかわる情報の提供や相談に応じる機能のほか、他の施設とネットワークをすすめる施設。

関連するSDGs



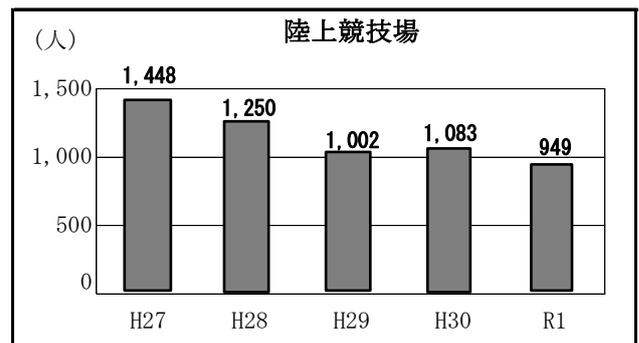
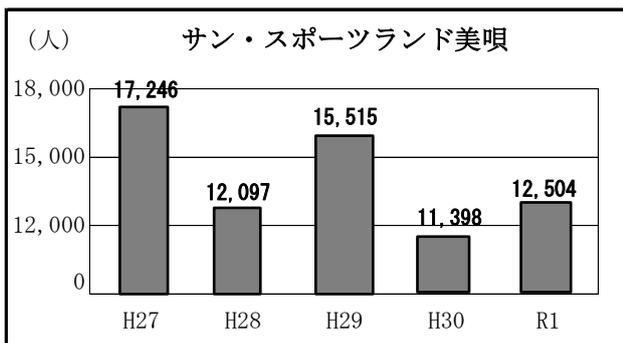
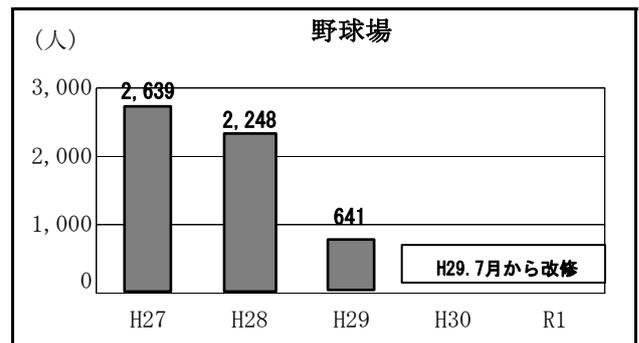
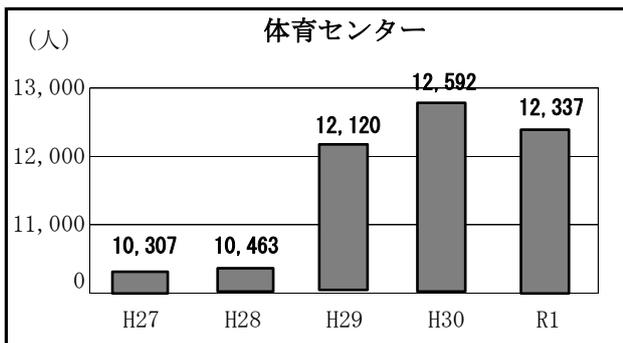
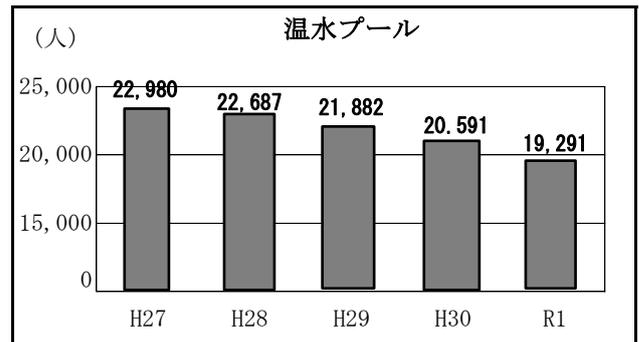
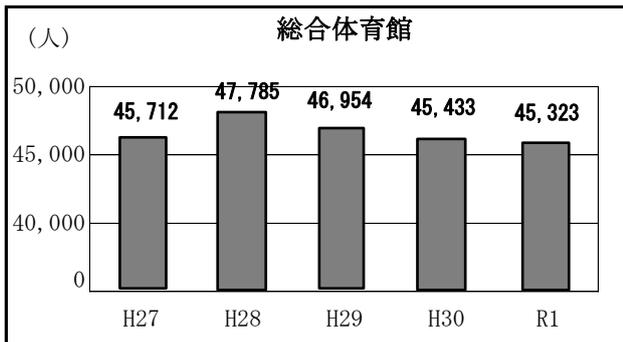
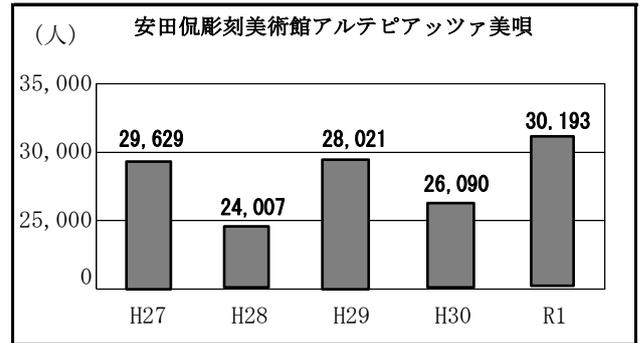
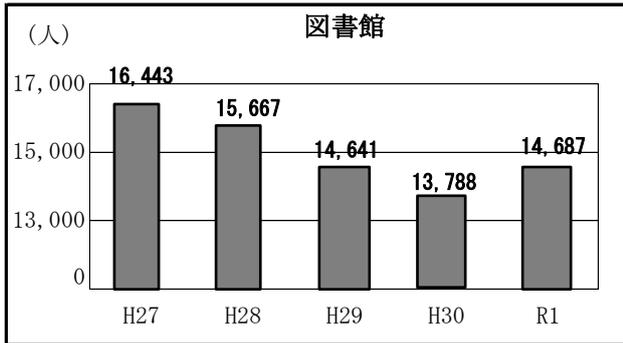
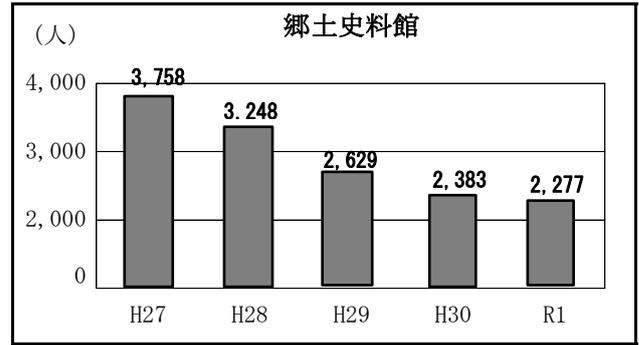
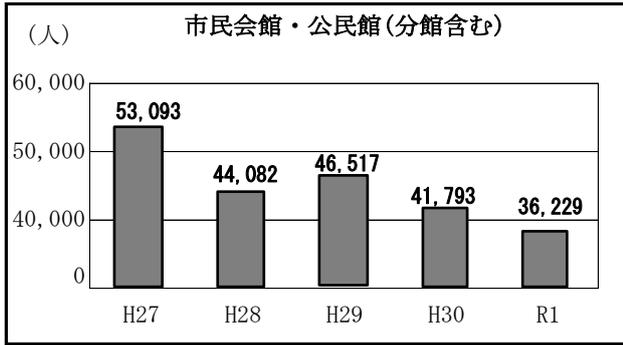
指標と目標値

No.	指標名	現状値(R1)	目標値(R7)	説明
12	生涯学習に取り組んでいる市民の割合	40.3 %	50.0 %	生涯学習施設や情報を提供することにより活動の機会が得られているかの割合を「まちづくり市民アンケート調査」により測る指標です。
13	生涯学習関連講座受講者数	延べ 231人	延べ 300人	市民カレッジ等の講座の受講者数から、生涯学習活動に積極的な市民を見る指標です。

<参考> 生涯学習施設の現況

施設名	開設(整備)年	耐震	所管課	備考
公民館・市民会館	昭和44年	×	生涯学習・スポーツ振興課	指定管理者
旧桜井家住宅 (公民館分館)	大7～昭8年	×	生涯学習・スポーツ振興課	指定管理者
公民館拓北分館 (公民館分館)	昭和55年	×	生涯学習・スポーツ振興課	指定管理者
南美唄コミュニティセンター (公民館分館)	昭和58年	○	生涯学習・スポーツ振興課	
市立図書館	昭和46年	×	生涯学習・スポーツ振興課	指定管理者
市立児童館 (中央小学校区放課後児童施設)	昭和51年	×	生涯学習・スポーツ振興課	
東小学校区放課後児童施設	平成14年	○	生涯学習・スポーツ振興課	
郷土史料館	昭和56年	×	生涯学習・スポーツ振興課	
安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄	平成4年	×	生涯学習・スポーツ振興課	指定管理者
旧東明駅舎	昭和25年	×	生涯学習・スポーツ振興課	
市営野球場	昭和48年	—	生涯学習・スポーツ振興課	指定管理者
市営陸上競技場	昭和50年	—	生涯学習・スポーツ振興課	指定管理者
サン・スポーツランド美唄	昭和62年	—	生涯学習・スポーツ振興課	指定管理者
総合体育館	昭和63年	○	生涯学習・スポーツ振興課	指定管理者
市営弓道場	平成元年	○	生涯学習・スポーツ振興課	
市営温水プール 「すい～む」	平成13年	○	生涯学習・スポーツ振興課	指定管理者
体育センター	平成15年	○	生涯学習・スポーツ振興課	
国設スキー場	昭和50年	—	経 済 観 光 課	指定管理者
ピパオイの里プラザ	平成2年	○	経 済 観 光 課	指定管理者
交流拠点施設	平成15年	○	経 済 観 光 課	指定管理者
体験交流館	平成16年	○	経 済 観 光 課	指定管理者
パークゴルフ場	平成17年	—	経 済 観 光 課	指定管理者
三菱美唄記念館	昭和52年	×	都 市 整 備 課	炭鉱関連
宮島沼水鳥・湿地センター	平成19年	○	生 活 環 境 課	
美唄市総合福祉センター	平成4年	○	地 域 福 祉 課	指定管理者
美唄市地域福祉会館 (15館)	昭53～平20年	×3	地 域 福 祉 課	指定管理者
子育て支援センター 「はみんぐ」	平成13年	○	こ ども 未 来 課	
東地区生活支援センター「すまいる」	平成11年	○	高 齢 福 祉 課	指定管理者
保健センター	平成2年	○	健 康 推 進 課	
(社)美唄地域人材開発センター	昭和50年	×	民 間	(財政課)

主な生涯学習施設の利用状況



国及び北海道、美唄市指定の有形・無形文化財 (P16 ※14)

1 マガン

国指定文化財(天然記念物)。ラムサール条約の登録湿地である宮島沼に、春、秋の渡りの季節に最大8万5千羽が飛来します。

指定年月日 昭和46(1971)年6月28日



2 美唄屯田兵屋

びばいとんでんへいおく

所在地 美唄市大通西1条北2丁目2番1号

指定年月日 昭和47(1972)年2月17日

北海道指定文化財(有形文化財)

施設概要 建物 明治26(1893)年建設
木造平屋建

面積 64.519 m²



3 峰延獅子舞

みねのぶししまい

保持団体 峰延獅子舞保存会
(美唄市峰延町峰樺2区)
指定年月日 昭和46(1971)年3月3日
美唄市指定文化財第2号
無形民俗文化財



4 光珠内いん石

こうしゅない せき

所有者 美唄市光珠内町北
田中隆雄氏

所在地 美唄市西2条南1丁目2番1号
美唄市郷土史料館

指定年月日 昭和51(1976)年6月5日
美唄市指定文化財第3号
天然記念物



5 4110形式十輪連結タンク機関車2号

けいしきじゅうりんれんけつ きかんしゃ ごう

所在地 美唄市東明5条2丁目

指定年月日 昭和51(1976)年6月5日
美唄市指定文化財第4号
有形文化財



びばいとんでんきへいたいかやくこ

6 美唄屯田騎兵隊火薬庫

所在地 美唄市大通西1条北2丁目2番1号
指定年月日 昭和58(1983)年3月2日
美唄市指定文化財第5号
有形文化財
施設概要 建物 明治24(1891)年建設
木造平屋建
面積 9.9 m²



きゅうさくらいけじゅうたく

7 旧桜井家住宅

所在地 美唄市大通西1条北2丁目2番1号
指定年月日 平成4(1992)年5月27日
美唄市指定文化財第6号
有形文化財
施設概要 建物 木造一部2階建
面積 415.97 m²



みねのぶひがしかさおど

8 峰延東傘踊り

保持団体 峰延東傘踊り保存会
(美唄市峰延町公園)
指定年月日 平成12(2000)年9月21日
美唄市指定文化財第7号
無形民俗文化財



ゆうじょうにんぎょう あおめ にんぎょう

9 友情人形 (青い目の人形)

所在地 美唄市西2条南1丁目2番1号
美唄市郷土史料館
指定年月日 平成30(2018)年2月27日
美唄市指定文化財第8号
有形文化財
名前は「エレーン」



第2次美唄市生涯学習推進計画(後期基本計画)事業リスト

区分：□継続、■廃止、○終了、△その他を選択。その他の場合備考に記載願います。

基本施策	ライフステージ	NO.	所管課(H28時点)	取り組み項目	区分	備考
1 すこやかに	乳幼児期	1	こども未来課	子育て地域ささえあい事業	□継続	
		2	こども未来課	子育て短期支援事業	△その他	家庭児童相談事業に統合
		3	こども未来課	地域子育て拠点支援事業	△その他	子育ての広場運営事業に統合
		4	生涯学習・スポーツ振興課	ブックスタート事業	△その他	図書館管理運営事業に統合
	青少年期	5	生涯学習・スポーツ振興課	生涯学習事業	□継続	
		6	生涯学習・スポーツ振興課	児童館管理運営事業	△その他	青少年健全育成事業に統合
		7	生涯学習・スポーツ振興課	青少年健全育成事業	□継続	
		8	生涯学習・スポーツ振興課	美唄市青少年野外教育活動補助事業	□継続	
		9	生涯学習・スポーツ振興課	児童図書整備と資料奉仕活動事業	△その他	図書館管理運営事業に統合
		10	こども未来課	障がい児等保育事業	□継続	
		11	こども未来課	こども療育広場事業	□継続	
		12	こども未来課	家庭児童相談事業	□継続	
		13	学務課	グリーン・ルネサンス推進事業	□継続	
		14	学務課	学校給食センター管理運営事業	□継続	
		15	学務課	幼小フッ化物洗口推進事業	□継続	
	成人期 壮年期	16	地域福祉課	地域福祉ネットワーク事業	□継続	H29～コミュニティ助成事業も実施
		17	地域福祉課	障がい者在宅支援事業	□継続	
		18	地域福祉課	障がい者スポーツ大会参加補助事業	□継続	
		19	健康推進課	健康づくり組織活動推進事業	□継続	
		20	健康推進課	中高年健康づくり事業	□継続	
		21	健康推進課	親子の健康づくり事業	□継続	
		22	健康推進課	食の健康づくり事業	△その他	中高年健康づくり事業などライフステージに応じた事業に統合
		23	農政課	農業振興事業	□継続	
		24	農政課	農業経営改善推進事業	□継続	
		25	危機管理対策室	地域防災事業	□継続	
		26	危機管理対策室	防災資機材等整備事業	△その他	H31地域防災事業に統合
	高齢期	27	生活環境課	消費者保護対策事業	□継続	
		28	生活環境課	法律相談事務	□継続	
		29	健康推進課	高齢者健康増進事業	△その他	高齢者健康づくり事業に統合
		30	高齢福祉課	認知症施策の推進事業	□継続	
		31	健康推進課	健康づくり組織活動推進事業(再掲)	□継続	
		32	健康推進課	中高年健康づくり事業(再掲)	□継続	
		33	危機管理対策室	地域防災事業(再掲)	□継続	
		34	危機管理対策室	防災資機材等整備事業(再掲)	△その他	H31地域防災事業に統合
		35	生活環境課	消費者保護対策事業(再掲)	□継続	
		36	生活環境課	法律相談事務(再掲)	□継続	
2 快適に	乳幼児期	37	生活環境課	宮島沼水鳥・湿地センター管理運営事業	□継続	
	青少年期	38	生活環境課	環境衛生推進事業	□継続	
		39	生活環境課	ごみの減量化・再資源化推進事業	□継続	
		40	都市整備課	緑化管理推進事業	□継続	
		41	都市整備課	公園施設等再整備事業	□継続	

第2次美唄市生涯学習推進計画(後期基本計画)事業リスト

区分：□継続、■廃止、○終了、△その他を選択。その他の場合備考に記載願います。

基本施策	ライフステージ	NO.	所管課(H28時点)	取り組み項目	区分	備考
	成人期	42	生活環境課	宮島沼水鳥・湿地センター管理運営事業(再掲)	□継続	
	壮年期	43	生活環境課	宮島沼自然環境保全基礎調査事業	□継続	
	高齢期	44	生活環境課	環境衛生推進事業(再掲)	□継続	
		45	生活環境課	公害防止対策事業	□継続	
		46	生活環境課	ごみの減量化・再資源化推進事業(再掲)	□継続	
		47	都市整備課	緑化管理推進事業(再掲)	□継続	
		48	都市整備課	コミュニティガーデン整備事業	△その他	実施団体の応募がなく休止中
3 にぎやかに	乳幼児期	49	経済観光課	地域力広域連携チャレンジ事業	■廃止	
	青少年期	50	経済観光課	観光振興事業	□継続	
		51	経済観光課	食にこだわったまちづくり推進事業	△その他	観光振興事業に統合
		52	企画広報課	地域情報化運用事業	□継続	
		53	企画広報課	国際交流事業	△その他	企画一般事務に統合
		成人期	54	経済観光課	地域力広域連携チャレンジ事業(再掲)	■廃止
	壮年期	55	経済観光課	観光振興事業(再掲)	□継続	
	高齢期	56	経済観光課	食にこだわったまちづくり推進事業(再掲)	△その他	観光振興事業に統合
		57	経済観光課	特産品情報発信促進事業	□継続	
		58	経済観光課	地域資源を活用した観光地づくり推進事業	□継続	
		59	経済観光課	中小企業人材養成補助事業	△その他	地域人材育成事業に統合
		60	経済観光課	中小企業指導対策事務	□継続	
		61	経済観光課	ピパオイの里プラザ管理運営事業	□継続	
		62	経済観光課	新産業振興事業	△その他	中小企業等振興補助事業に統合
		63	企画広報課	地域情報化運用事業(再掲)	□継続	
		64	企画広報課	国際交流事業(再掲)	△その他	企画一般事務に統合
		65	経済観光課	農商工連携推進助成事業	□継続	
4 いきいきと	乳幼児期	66	生涯学習・スポーツ振興課	生涯学習事業(再掲)	□継続	
	青少年期	67	生涯学習・スポーツ振興課	美唄サテライト・キャンパス事業	△その他	生涯学習事業に統合
		68	生涯学習・スポーツ振興課	図書整備と資料奉仕活動事業	△その他	図書館管理運営事業に統合
		69	生涯学習・スポーツ振興課	地域奉仕活動と巡回奉仕活動事業	△その他	図書館管理運営事業に統合
		70	生涯学習・スポーツ振興課	アルテピアッツァ美唄管理運営事業	□継続	安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄管理運営事業に名称変更
		71	生涯学習・スポーツ振興課	公民館・市民会館管理運営事業	□継続	
		72	生涯学習・スポーツ振興課	舞台公演等補助事業	△その他	H30から休止
		73	生涯学習・スポーツ振興課	郷土史料館管理運営事業	□継続	
		74	生涯学習・スポーツ振興課	文化財保護事業	□継続	
		75	生涯学習・スポーツ振興課	スポーツ少年団育成補助事業	□継続	
		76	生涯学習・スポーツ振興課	スポーツ大会・教室開設事業	□継続	
		77	生涯学習・スポーツ振興課	体育施設管理運営事業	□継続	
		78	生涯学習・スポーツ振興課	温水プール管理運営事業	□継続	
		79	生涯学習・スポーツ振興課	体育センター管理運営事業	□継続	
		80	生涯学習・スポーツ振興課	総合体育館管理運営事業	□継続	
		81	学務課	北海道中学校卓球大会補助事業	○終了	平成25年度 単年度事業

第2次美唄市生涯学習推進計画(後期基本計画)事業リスト

区分：□継続、■廃止、○終了、△その他を選択。その他の場合備考に記載願います。

基本施策	ライフステージ	NO.	所管課(H28時点)	取り組み項目	区分	備考
	成人期	82	生涯学習・スポーツ振興課	生涯学習事業(再掲)	□継続	
	壮年期	83	生涯学習・スポーツ振興課	美唄サテライト・キャンパス事業(再掲)	△その他	生涯学習事業に統合
	高齢期	84	生涯学習・スポーツ振興課	図書整備と資料奉仕活動事業(再掲)	△その他	図書館管理運営事業に統合
		85	生涯学習・スポーツ振興課	地域奉仕活動と巡回奉仕活動事業(再掲)	△その他	図書館管理運営事業に統合
		86	生涯学習・スポーツ振興課	アルテピアッツァ美唄管理運営事業(再掲)	□継続	安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄管理運営事業に名称変更
		87	生涯学習・スポーツ振興課	公民館・市民会館管理運営事業(再掲)	□継続	
		88	生涯学習・スポーツ振興課	舞台公演等補助事業(再掲)	△その他	H30から休止
		89	生涯学習・スポーツ振興課	郷土史料館管理運営事業(再掲)	□継続	
		90	生涯学習・スポーツ振興課	文化財保護事業(再掲)	□継続	
		91	生涯学習・スポーツ振興課	スポーツ大会・教室開設事業(再掲)	□継続	
		92	生涯学習・スポーツ振興課	体育施設管理運営事業(再掲)	□継続	
		93	生涯学習・スポーツ振興課	温水プール管理運営事業(再掲)	□継続	
		94	生涯学習・スポーツ振興課	体育センター管理運営事業(再掲)	□継続	
		95	生涯学習・スポーツ振興課	総合体育館管理運営事業(再掲)	□継続	
5 つながって	成人期、壮年期、高齢期	96	生涯学習・スポーツ振興課	生涯学習事業(再掲)	□継続	
		97	企画広報課	男女共同参画社会形成促進事業	□継続	
6 くつろいで	成人期	98	生涯学習・スポーツ振興課	図書館管理運営事業	□継続	
	壮年期	99	生涯学習・スポーツ振興課	アルテピアッツァ美唄管理運営事業(再掲)	□継続	安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄管理運営事業に名称変更
	高齢期	100	生涯学習・スポーツ振興課	公民館・市民会館管理運営事業(再掲)	□継続	
		101	生涯学習・スポーツ振興課	郷土史料館管理運営事業(再掲)	□継続	
		102	生涯学習・スポーツ振興課	体育施設管理運営事業(再掲)	□継続	
		103	生涯学習・スポーツ振興課	温水プール管理運営事業(再掲)	□継続	
		104	生涯学習・スポーツ振興課	体育センター管理運営事業(再掲)	□継続	
		105	生涯学習・スポーツ振興課	総合体育館管理運営事業(再掲)	□継続	

美 教 生 第 8 2 号
令和 2 年 11 月 30 日

美唄市社会教育委員会
委員長 越前谷 賢 一 様

美唄市教育委員会
教育長 天 野 政 俊

第 3 次美唄市生涯学習推進計画・前期基本計画の策定
について（諮問）

本市の生涯学習の推進については、平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度の 5 年間、「第 2 次美唄市生涯学習推進計画・後期基本計画」により諸施策を推進しておりますが、今年度をもって計画の期間が満了となります。

計画の最終年度を迎えるにあたり、大きく変化しつつある現状や課題等をふまえ、これからの 5 年間（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）を計画期間とする、「第 3 次美唄市生涯学習推進計画・前期基本計画」について諮問いたします。

1 計画策定の主な観点

- (1) 第 3 次生涯学習推進計画(前期)策定の趣旨について
- (2) 第 2 次生涯学習推進計画(後期)の検証について
- (3) 第 3 次生涯学習推進計画(前期)で目指す姿について

2 計画期間

令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度まで（5 か年）

令和3年1月8日

美唄市教育委員会
教育長 天野 政 俊 様

美唄市社会教育委員会
委員長 越前谷 賢 一

第3次美唄市生涯学習推進計画・前期基本計画の策定について(答申)

令和2年11月30日付け、美教生第82号をもって諮問のありました「第3次美唄市生涯学習推進計画・前期基本計画」の策定につきまして、美唄市社会教育委員会において協議を行った結果、別記(省略)のとおり答申いたします。

「第3次美唄市生涯学習推進計画・前期基本計画」が、本答申において示された意見等を踏まえ、各事業展開に生かされるよう配慮願います。

美唄市社会教育委員名簿

役 職	氏 名	所属団体	備 考
委員長	越前谷 賢 一	福祉団体	
副委員長	村 井 美 江	(個 人)	
委 員	小山内 由紀子	(個 人)	
委 員	井 口 京 子	女性団体	
委 員	上 村 浩 司	商工団体	
委 員	佐々木 孝 嘉	体育団体	
委 員	大 脇 基 樹	青少年育成団体	
委 員	野 村 勝 紀	学校関係	
委 員	廣 瀬 公 一	青年団体	
委 員	廣 岡 文 衛	文化団体	

任期：令和2年1月1日～令和3年12月31日

第3次美唄市生涯学習推進計画

前期基本計画

令和3年3月

発行 美唄市教育委員会 生涯学習・スポーツ振興課
〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
電話 (0126) 62-3132
FAX (0126) 62-1088
Eメール shougai@city.bibai.lg.jp (生涯学習係)
sports-shinko@city.bibai.lg.jp (スポーツ振興係)